



整体院などでの回数券購入にご注意ください！！



原因不明の腰痛がある。「腰痛が治る」というチラシ広告を見て、腰痛専門の整体院に行った。このままだと悪化すると言われ、継続治療を勧められた。12回分の回数券12万円を、今なら10万円にするとと言われ購入した。数回施術を受けたが、改善しないのもう通いたくない。未使用分を返金してもらいたい。

整体院で体験施術後に勧誘を受け、1年間有効の24回の回数券を購入した。回数券を買ったほうが1回の施術代が安くなると言われた。3回通ったが、あまり効果を感じられなかった。予約もいつもいっぱい取りづらい。24回分も使い切れなれないと思い解約を申し出ると、2万円の解約料を請求された。解約料の話は聞いていない。支払わなければならないか。



★トラブルに遭わないためのポイント★

整体院などで継続的な契約を結ぶ際は、慎重に！！

自ら出向いて契約した場合、クーリング・オフ制度は適用されません。

解約条件は、原則として事業者の定めた規約に従うことになります。

「割安になる」という説明だけでなく、契約内容や解約条件をよく確認し、本当に必要な契約か、慎重に検討しましょう！

施術で期待通りの効果が得られるとは限りません！！

あん摩マッサージ指圧、柔道整復を業として行うには国家資格が必要ですが、整体やカイロプラクティックやリラクゼーションなどには、法的な資格制度がありません。店舗や施術者の技量にはばらつきがあり、自分の体に合った施術が受けられるとは限りません。

過度な期待をせず、契約条件や施術内容を十分に理解して契約しましょう。

消費生活相談はまずはお電話で 海部地域消費生活センター



0567-23-0150 まで

対象：海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時：月曜から金曜 9：00～16：30※国民の休日と12月29日～1月3日を除く

住所：津島市西柳原町1丁目14番地（愛知県海部総合庁舎1階）